

議案第 65 号

伊賀市国民健康保険条例等の一部改正について

伊賀市国民健康保険条例等の一部を次のとおり改正しようとする。

平成 24 年 3 月 8 日提出

伊賀市長 内 保 博 仁

記

伊賀市国民健康保険条例等の一部を改正する条例

(伊賀市国民健康保険条例の一部改正)

第 1 条 伊賀市国民健康保険条例 (平成 16 年伊賀市条例第 162 号) の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項中「平成 22 年厚生労働省告示第 69 号」を「平成 24 年厚生労働省告示第 76 号」に改める。

(伊賀市国民健康保険診療所条例の一部改正)

第 2 条 伊賀市国民健康保険診療所条例 (平成 16 年伊賀市条例第 163 号) の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項中「平成 22 年厚生労働省告示第 69 号」を「平成 24 年厚生労働省告示第 76 号」に改める。

(伊賀市立上野総合市民病院の診療報酬額の基準及び使用料、手数料等に関する条例の一部改正)

第 3 条 伊賀市立上野総合市民病院の診療報酬額の基準及び使用料、手数料等に関する条例 (平成 16 年伊賀市条例第 280 号) の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「平成 22 年厚生労働省告示第 69 号」を「平成 24 年厚生労働省告示第 76 号」に改める。

(伊賀市応急診療所の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第 4 条 伊賀市応急診療所の設置及び管理に関する条例 (平成 18 年伊賀市条例第 15 号)

の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「平成22年厚生労働省告示第69号」を「平成24年厚生労働省告示第76号」に改める。

(伊賀市健診センター設置条例の一部改正)

第5条 伊賀市健診センター設置条例(平成18年伊賀市条例第56号)の一部を次のように改正する。

第10条第2項中「平成22年厚生労働省告示第69号」を「平成24年厚生労働省告示第76号」に改める。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。